

産業構造審議会知的財産分科会
第10回弁理士制度小委員会
議事録

特許庁

1. 日 時： 平成 29 年 10 月 20 日（金） 10：00～11：50
2. 場 所： 特許庁庁舎 7 階 庁議室
3. 出席委員： 相澤委員長、市毛委員、井上委員、加藤委員、木戸委員、櫻井委員、
高倉委員、南委員、宮島委員、森岡委員、渡邊委員
4. 議 題： 開会
弁理士制度小委員会の当面の検討事項について
標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について
閉会

1. 開 会

○川合秘書課長 それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。

本日は御多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、今回で新たに3名の方に委員に御就任いただきました。名簿順に御紹介いたしますので、一言御挨拶を頂戴できればと存じます。

まず、加藤実委員。

○加藤委員 加藤でございます。知的財産協会のほうから派遣という形で前任の河野に引き続きまして今回から参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川合秘書課長 続きまして、木戸良彦委員。

○木戸委員 日本弁理士会副会長の木戸良彦でございます。よろしくお願いいたします。

○川合秘書課長 続きまして、渡邊敬介委員。

○渡邊委員 本年4月から日本弁理士会の会長を務めております渡邊敬介でございます。よろしくお願いいたします。

○川合秘書課長 本日は蘆立委員、飯田委員、長澤委員が御欠席との連絡を受けております。

また、説明、質疑対応のため、経済産業省産業技術環境局国際標準課 中野裕二統括基準認証推進官、一般財団法人日本規格協会 内田富雄執行役員の御出席をいただいております。

開会に先立ちまして、特許庁を代表して特許技監の嶋野より一言御挨拶申し上げます。

○嶋野特許技監 特許技監の嶋野でございます。

委員の皆様方におかれましてはお忙しいところ、御出席を賜りまして、ありがとうございます。第10回弁理士制度小委員会の開催に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第四次産業革命を背景といたしまして、事業戦略において標準及びデータの利活用が重要になっておりますが、その中で産業界においても標準化やデータの取扱いについても知的財産部門に関与させるという動きが出ております。

このような状況の中で知的財産に関する専門家として弁理士の標準化やデータの取扱いについて、従来以上に重要な役割を担うということが期待されているわけでありまして。本日は、標準に係る業務への弁理士の関与の在り方につきまして御議論いただく予定となっております。企業における標準化体制の整備や標準化を支える人材の質的、あるいは量的

充実が課題となっている中で、弁理士はどのように関わっていくべきか、忌憚のない御意見をいただければと存じます。

以上、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、今から産業構造審議会知的財産分科会第10回弁理士制度小委員会を開催いたします。

議題に入る前にタブレットの使用方法の確認及び議事の公開について、事務局から説明をしていただけますか。

○川合秘書課長 今回から紙資源節約の観点からタブレットを使用することになりました。使用方法につきましてはお手元に「使い方」というペーパーがございますので、そちらを御参照いただければと思います。資料画面におきましては御覧いただきたい資料の資料番号は隅付きの括弧の数字が示しておりますので、そちらで御覧いただければと思います。万が一、操作でお困りになった場合にはその都度御遠慮なく手を挙げていただければ係の者が対応に参りますので、お気軽に合図していただければと思います。

またマイクにつきましては特段ボタン等の操作は必要ないのですが、できるだけ近づけて御発言いただくとありがたいと思います。

続きまして、本日の会議の公開について御説明申し上げます。本小委員会は初回時の申合せといたしまして、一般の傍聴は認めないこととしておりましたけれども、今回の検討事項につきましては政府の決定などに基づき制度の基本設計について検討いただくものであるため、行政の透明性を高める観点から一般の傍聴を認めることとしたいと考えております。なお、これまでと同様、配付資料、議事要旨、議事録は公開いたします。当面の検討事項について一般の傍聴を認めるという方針について委員の皆様の御了承を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から本日の小委員会の公開について説明がありましたが、そのような扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○相澤委員長 ありがとうございます。

2. 弁理士制度小委員会の当面の検討事項について

○相澤委員長 それでは、議題に入りたいと思います。

まず議題1.「弁理士制度小委員会の当面の検討事項について」、事務局から説明していただきたいと思います。

○川合秘書課長 資料1を御覧いただければと思います。

まず最初の1番、「背景・検討事項」ということをごさいますて、第四次産業革命とも称されるこの技術革新の中、各企業におかれては知的財産に標準化とデータを組み合わせた三次元の複合戦略の策定・実施が求められておきまして、このような中で自社内の知的財産部門の機能を活かして標準化やデータについても知的財産部門に関与させるという動きも出ておきます。知的財産に関する専門家である弁理士に標準化やデータの利活用に関する業務に関与させるということに対する期待が高まっていると考えられます。

このような中、政府といたしましても、知的財産推進計画2017におきまして、「弁理士業務としての標準関連業務への関与の役割の明確化の検討を行う」ということが盛り込まれまして、未来投資戦略2017におきまして、「データの不正な取得・使用・提供の禁止、知財と標準に関わる弁理士の役割等に関し、次期通常国会での法案提出を含め、必要な措置を講ずる」とされたところでございます。

そこで、本小委員会におきましては、当面の間、標準関連業務及びデータ関連業務への弁理士の関与の在り方並びに弁理士がこれらの業務を含むコンサルティング業務を適切に行うに当たっての中小企業への支援活動や報酬体系の在り方について検討を行っていただきたいと考えております。

2.の「今後の予定・議題」でございますが、今回、標準について取り扱ひまして、次回、データ、ただしこれは産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会における検討の状況を踏まえて検討するということとなります。第12回に中小企業支援や報酬体系の在り方、あと当小委員会における報告書の案を示させていただいて、パブリックコメントに反映した後、報告書を作っていくという段取りで今後進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

事務局からの説明について何か御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでし

ようか。検討事項について何か御質問があればいただきたいと思いますが、よろしいですか。

3. 標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について

○相澤委員長 次の議題、「標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について」に移りたいと思います。

事務局のほうから討議用資料について説明をしていただく前に、そもそも標準というものが何か、この捉え方については必ずしも一義的に明らかではないと思いますので、皆様の認識の共有を図るためにまず標準について所管をしている経済産業省から標準化のプロセスや事例について御説明をいただき、引き続き日本弁理士会から標準化の取組状況について御紹介していただいて、質疑応答の時間を取った後、事務局から説明をしていただく、ということにいたしたいと思います。

まず、経済産業省・中野統括基準認証推進官から御説明をお願いしたいと思います。

○中野経済産業省統括基準認証推進官 経済産業省の中野でございます。今日はこの資料2の標準化のプロセスと知財標準化戦略に基づいて御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料2の1ページを御覧ください。標準化のプロセスですけれども、標準化という場合に2つ大きく分けられまして、国内の日本工業規格（JIS）に対するプロセス、それからISOなどの国際規格に対するプロセスがあります。まずJISの制定のプロセスについて説明をしたいと思います。

こちらは下の図を用いて説明したいと思いますけれども、左から右に時系列に並んでおります。このJISというのは工業標準化法に制定方法が定められておりまして、その手順にのっとっていくということになります。左から行きますと、左でまず真ん中に少し濃いところで「委員会形式で立案」というところがありますけれども、こちらのところでJISの原案を作成します。JISの原案の作成ですけれども、11条、12条というのは余り考慮しないでいただいて、まず原案を作成する委員会というものを立ち上げて、そこで生産者、使用者、中立者の方々が集まって、ステークホルダーが集まって原案を作成するというのをまず行います。こちらで十分な議論がされて原案の作成が出来上がりますと主務大臣の方へJIS原案を提出するという形になっております。その主務大臣にJIS原案が提出さ

れると、色が青くなっていますけれども、日本工業標準調査会（JISC）と言われてはいますが、経済産業省の審議会形式のものでありまして、こちらで審議を行うということになっておりまして、そこに付議されます。その JISC で、この中で議論をされまして、その原案について了承を得られると右に答申ということで主務大臣のほうに答申がされ、その後、官報に告示されるという形が JIS の制定のプロセスになっております。基本的に弁理士が関与できるのは一番左側の原案作成委員会段階ではないかと思っております。

続きまして、2 ページですけれども、国際標準化のプロセスになりますけれども、まず国内国際標準化対応体制のお話をしたいと思います。その図で説明をしていきますけれども、こちらは縦に分かれておりまして、左側が通信系、真ん中が私たち経済産業省が担当しているところ、右にコンソーシアム・フォーラムということで縦に分かれておりますけれども、真ん中のところを説明していきたいと思っております。経済産業省が担当している部門での国際標準化機構としましては ISO と IEC、つまり通信・電気・電子以外を担当している ISO と、電気・電子を担当している IEC という 2 つがありまして、こちらのほうに国際標準を作る場合は案を提出して、そこで議論をして ISO や IEC の国際規格ができていくという形になっております。JTC1 という真ん中にピンクのところがありますけれども、情報分野はどちらに入るか分からないということで、両方のジョイントされた TC というところで、JTC1 というところでできていますけれども、これはそういうものだと思っていただければと思います。ISO と IEC は 1 国 1 代表制を採っておりまして、その ISO、IEC への国の代表として出ているのは工業標準調査会（JISC）が代表として参加をして、そこで議論をするということになっております。JISC 事務局は経済産業省が担当しています。ISO、IEC、両方とも技術分野が広いので、当然 JISC 事務局の経済産業省のメンバーだけでできるものではないので、そこでの議論をどのようにしているかという、その下にある国内審議団体、工業会、学会等、約 300 あるのですけれども、国内審議団体というところをつくりまして、そこで議論をして、その議論の結果を JISC が代表して ISO や IEC の国際会議に行って議論をすることになっております。この国内審議団体は工業会・学会等ですが、参加としては、民間企業、大学、研究機関等から委員として参加をしていただいて議論をしているということになります。弁理士の皆様が関与するところ、いろいろあるかと思うのですが、国内審議団体やそこに含むところの民間企業を支援したり、また、ISO、IEC の国際会議に JISC メンバーとして派遣される人たち、実際に議論に参加する人たちも民間の方たちになりますので、そこに弁理士の皆様も参加することもありえると思

っております。

続きまして、3 ページのほうに進ませていただきますけれども、こちらは一般的な国際規格の策定手順ということで、これは ISO の中での策定手順となっております。これは上から下への時系列となっておりますけれども、まず STAGE1 が国際規格案の提案 (NP) というもの、New Proposal と言われているものですが、こちらが一番最初にこういう ISO 規格をつくりたいということを提案するというのが第一段階となります。これは STAGE ごとに各国 1 票の投票がなされます。一番最初の NP のところを見ていきますと、矢印の右側にありますけれども、TC/SC で投票した P メンバーの過半数の賛成が必要ということ、この議論に参加するときに専門家を派遣しますよということが 5 か国以上ないと国際規格案の提案が通ることもないという状況になっております。こういうところから、国際提案をしていくには他国の仲間作りが必要ですし、右側の必要条件の中の②に「仲間作り」とありますけれども、①のようにまず最初に提案をしないといけないというところがあります。やはり最初に提案したところが主導権を握ることになっているのが現状であります。STAGE1~3 までのところで赤枠で丸くなって、右側に「この段階で実質的な国際規格の内容は確定」とありますけれども、この赤いところが基本的には専門家たちが集まって議論する場になっておりまして、この段階で実質的な議論がされている。だから、この段階できちんと日本が重要であれば参加をして議論をしていく必要があるという段階になります。あと右側の真ん中にある必要条件の下の十分条件について少し説明をしますと、主導的な立場をとるとというのが重要でして、この議論をする中で、議論するときには専門委員会というものを 1 つ作るのですけれども、その中で国際幹事・国際議長、コンビナというものを日本人が獲得することによって議論を日本主導で行っていくところが非常に重要になるということになります。この議論の中に弁理士の皆様が参加されるというのもあるのではないかと考えております。最終的には非常に長丁場になりますけれども、NP 提案をしてから約 3 年をかけて国際規格ができるというのが標準的な期間となっております。この長さというのも 1 つの大きなポイントになるのではないかと思います。

それでは、続きまして 4 ページ、次には知財標準化戦略ということで、オープン・クローズ戦略、こちらは皆様御存じかと思うのですが、こちらについて標準化という観点から事例の説明をしていきたいと思っております。標準化はここにあるようにオープン化のほうに入るかと思っております。

5 ページに行きますけれども、標準化から見た場合のオープン・クローズ戦略の類型としては一応3つと考えておまして、1つ目は製品の仕様の標準化(A)というところで一番上の欄になりますけれども、これは右から2つ目の図を見て分かるように、標準の中に特許を含めた形のものですね。標準必須特許がある、そういう標準を使うという方法になります。それから2つ目が(B)ですけれども、インターフェース部分の仕様標準化ということで、またこれも図がありますけれども、特許の周りのインターフェース部分に標準を使っていくというのが2つ目になります。それから3つ目の(C)が性能基準・評価方法の標準化ということで、特許ですばらしい製品を作った場合に、その評価方法として標準を使うというのが3つ目であります。それぞれの事例について説明をしていきたいと思っております。

次は6ページになりまして、1つ目がBlu-ray Disc、こちらは皆さんよくお知りかと思うのですが、基本的にBlu-rayの技術がありますけれども、こちらは重要な部分は特許で取る。それから、一番基本的な部分についてはISOやIECの標準を取る。それからさらにもっと重要のところについてもフォーラム標準、民間企業が集まったフォーラム標準を作るということで、その特許についてはパテントプールで管理をして、基本的には特許を使わせることによって、その特許料で稼いでいくという、それがこの類型①ということになります。基本的にはこれは大企業が使うというイメージで私たちは考えておりますけれども、こういった方法がまず1つ目ということになります。

それから2つ目の類型ですけれども、7ページに移りますけれども、こちらはQRコード、これも皆さんもう御存じというよりも、このQRコードがないと、今スマートフォンのカメラで撮って、特に今は中国とかフィンテックとかでも非常に使われているものになりましたけれども、こちらはQRコードをどのように標準と知財を組み合わせたかという、左下の図を見るとQRコード自体は特許を取っているのですけれども、ライセンスフリーにした。QRコード自体はライセンスフリーで、皆さんどうぞ使ってくださいということで市場を非常に広げたということになります。そのかわりに、QRコードを認識する部分についてはブラックボックス化して、QRコードは無償化したのだけれども、読み取り機のほうで稼いでいくという、そういった戦略を行ったというのがポイントになっております。

最後にもう一つの類型ですけれども、10ページのオープン・クローズ戦略の類型⑤のほう、金属と樹脂の接合技術について説明したいと思っております。この類型は左下にあるようにコア技術で特許を取った。これは大成プラス株式会社さまの例なのですけれども、金属と樹脂の接合技術、私も実物を触りましたけれども、もう全く離れないものになっています。

そういったものの技術を作ったのだけれども、それを売り込むときに、これは素晴らしい技術と思うのだけれども、どれぐらい素晴らしい技術なのかよく分かりませんねということで皆さんに使ってもらえなかったというところがありまして、その評価方法を標準化、ISO で国際規格にした。そうすると、国際規格であるためにきちんと特許技術のすばらしさがわかって、別に売り込みに行かなくとも海外からどんどん問合せが来るようになって売上が伸びていったという非常にうまくいった例になります。技術は素晴らしいけれどもどの程度すばらしいか分からないときに、その試験方法、評価方法を標準化していくというのは非常にすばらしい手法だなと思っております。そのため、こちらのところを弁理士の皆さんにもコンサルティングしていただければ非常にありがたいなと考えております。

説明は以上になりますけれども、参考資料をいろいろ付けておりますので、お時間があるときに見ていただければ幸いです。

以上で発表を終わります。

○相澤委員長 ありがとうございます。

続きまして、日本弁理士会における標準化に関する取組について、日本弁理士会の木戸委員から御説明をいただきたいと思っております。

○木戸委員 よろしく願いいたします。「日本弁理士会における標準化に関する取組」を御説明したいと思っております。資料は資料番号3を御用意ください。

スライド1ページを開いていただきまして年表のようなものが表示されているかと思っております。日本弁理士会としては10年以上前からこの標準化について組織的に取り組んでまいりました。その一部をここで御紹介したいと思っております。平成16年度が最も古く標準化に組織的に関与した時期になりますが、中央知的財産研究所という我々の附属機関の研究組織があるのですけれども、そちらで「技術標準と特許権について」という研究テーマで1年間活動しました。その結論として標準化を検討する組織を弁理士会内に設置すべきだという意見と、仲裁センターにおいて標準必須判定の事業をやるべきだということを言及しております。それを受けまして、平成17年度、我々の弁理士会の中に技術標準委員会というものを設置しました。知的財産推進計画のほうにも標準化に関する意見を提出させていただいております。平成18年度から技術標準委員会での経験をいかしまして、会員を対象にした標準化に関する研修を開始しております。それから平成16年度の中央知的財産研究所の報告に基づきまして、日本知的財産仲裁センターにおいてARIB規格の必須判定を開始しております。平成19年からは、不定期ではありますが、標準化団体等の外部機関と意見交

換を開始しております。また日本知財学会学術研究発表会において研究成果を発表することをしております。平成 20 年度、これはまた後ほど御説明しますが、弁理士業務標準という我々の業務マニュアルみたいなものがあるのですけれども、そこに標準化を我々の業務の 1 つとして明記しようということでコンテンツを追加させていただいております。少し時間が飛びまして、平成 24 年度、標準化に関する会員向け調査を実施した段階では回答者のうち 65%が標準化に興味があるという回答を得ています。平成 26 年度、標準化パートナーシップ制度のパートナー機関に登録させていただきました。平成 27 年度からは我々会員向けの研修だけではなくて中小企業の皆様に対して標準化に関する研修を始めております。昨年度、平成 28 年度におきましては経済産業省様・日本規格協会様とそれぞれ定期的に月 1 回、意見交換を開始させていただいております。そのような活動を通じまして標準化活用を促すガイドブック・仮想事例集を作成、発行しました。こちらについては今日、お手元にお配りしておりますこのガイドブックと事例集となりますので、もしよろしければ中を御覧ください。これまでがここ 10 年ちょっとの間の我々の取組の紹介になります。

スライド番号 3 番、こちらは現時点において日本弁理士会は標準化に対してどのような体制で取り組んでいるかということをお紹介させていただくスライドになります。弁理士会の中に先ほど申しました技術標準委員会という委員会がありまして、そこで標準化に関する調査研究、それから研修の実施や先ほど御紹介しましたガイドブックや事例集を作成しておりますが、そのメンバーがいろいろな委員会に兼任で入る形になって、コンテンツを共有したり情報を共有したりして議論を深めている組織が幾つかございます。1 つは知的財産経営センターということで左下にありますが、こちらのほうでコンサル戦略の手引を作成したり、履修支援員という弁理士知財キャラバンの派遣者に対してする研修があるのですけれども、そちらの中にも標準化をコンサル時に提示できるメニューの 1 つに入れようということでテキストの中に記載しています。研修所は、右向きの矢印として人材育成とありますが、弁理士向けの研修を実施している附属機関なのですけれども、こちらのほうも技術標準委員会から講師を派遣して研修を行ったりと様々な形で弁理士への研修をやっております。業務標準化委員会というのは先ほど言った弁理士業務標準というマニュアルを作るところの委員会です。そちらのほうも技術標準委員会から情報提供を受けながら業務マニュアルを作っております。あと今年度、今まさに作っている最中ですが、技術保護テキスト作成委員会というものがあまして、この委員会で技術保護に関する総合的なテキストを作っているところでございます。また、これまでとちよっ

と毛色が変わるのですけれども、企業弁理士知財委員会というものがあまして、こちらは企業に所属されております弁理士から成っている委員会ですが、こちらの委員会では企業の視点から標準化に関する調査研究を行っていきまして、企業弁理士向けの研修を実施しております。スキルアッププログラムというものを毎年作成していきまして、その中でも標準化について説明しております。このような形で弁理士会の中は組織立てをして取り組んでおります。また、公的機関である経済産業省さんや日本規格協会さんと相互連携させていただいて定期的に意見交換させていただいておりますし、我々の研修にも講師を派遣させていただいて成果物を共有させていただいております。先ほど申し上げましたが、中小企業に対しても弁理士知財キャラバンを通じて経営コンサルという形で標準化を御紹介する場面もあれば、ワークショップという形で研修を実施している場面があります。これは後ほど御紹介したいと思います。また日本知的財産仲裁センターのほうでは標準必須特許に関する判定をやっているのですけれども、その判定人に我々弁理士と弁護士さんが登録して取り組んでいるというのが現状でございます。これが我々の組織の体制の御紹介になります。

続いてスライド番号4番になりますが、研修の中身を具体的に幾つか御紹介させていただければと思います。平成26年以降の最近の研修を御紹介させていただければと思います。まず基礎的座学ということで、日常的に標準化を意識・活用できるように促すために、一般知識として習得することを目的とした研修になります。実施状況としては「弁理士業務に役立つ技術標準」、それから「中小企業の事業に役立つ「標準化」提案」というテーマで12回ほど、今後する2回を含めて行っております。技術標準委員会の委員が講師になる場合や、日本規格協会の標準化アドバイザーさん、それから経済産業省の御担当の方に講師になっていただいております。二部構成で行っております。第一部は基礎的講座ということで、先ほど御紹介いただいたような標準化とは何ぞやという話を紹介した上で、第二部として仮想事例を用いた事業戦略ということで事業戦略を具体的に検討するということをテーマとして挙げております。これは現時点で延べ430名ほど受けております。

より実践的な研修として、戦略構築スキルを身につけるためにグループディスカッションの中で学んでいこうと、ワークショップ形式の研修を年1回ペースで、技術標準委員会を中心に行っております。こちら基礎知識を身につけた後に仮想事例に対するグループ討議をした上で、その結果発表及び講評をするという三部構成を採っております。こちらのほうは現時点で70名ほど受けているという状況になっています。

スライドの6番に行ってくださいと、これは研修で取り上げている仮想事例の具体事例なのですが、少し簡単に御紹介しますと、仮想事例としてはコーティング加工の事例をここで御紹介しております。左上のボックスにあるのですけれども、材料 α と β をある条件下で混ぜるとコーティング剤Cができます。これは強酸の液体Mに対して非常に強い耐性を持っているということで、プラスチック素材Pでできた容器にコーティング剤Cを塗ると、1時間程度で破れるものが6000時間までもつというような技術を想定しています。その後、その容器の市場が拡大したときに α を α' とするとコーティング剤C'になって、6000時間が2万時間になるようなケースを想定します。こういった事例に基づいてどこを技術標準にしたらいいのかとか、どこを特許にしてどこをノウハウにしたらいいのか、オープン・クローズの中でどうやっていくのがいいのか、というものを色々な前提で検討していくというのが研修のテーマになっております。例えば、この戦略例(1)ですと、先ほど御紹介があった性能試験標準を取るといいのではないかとということになりますし、戦略例(2)はその中で標準を2段階に分けて複数の基準で普及品と高品質に分けて、高品質のほうは自分たちの特許で守っていきこうというような提案をするという戦略になっております。こちらはかなりダイジェスト的に紹介しているのであれですけれども、こういった形でいろいろなパターン、事業の展開に応じていろいろな提案ができるような事例として取り上げております。

続いてスライド番号7番を見ていただければと思います。そのほかの研修としまして、標準化に関する最新の動向を会員に紹介しようということでいろいろな研修を行っております。次世代移動通信方式「5G」の技術動向についてNTT DoCoMoの主任研究員の方をお呼びして研修したり、「IoT時代への新しい知財・標準化戦略」ということで東京大学の教授をお呼びして研修を行ったり、あと「FRAND宣言をされた標準必須特許による権利行使と独占禁止法」ということで、昨年度は研修を実施しております。e-ラーニングのほうは現時点では1講座が配信中ですが、既に受講者は505名受けております。今年度中にさらに2講座を追加予定しております。あと、その他ということで弁理士知財キャラバンの履修支援員になるためには研修を受けなければいけないのですが、そこでも事業戦略の1ツールとして標準化が提案できるようになるための研修というのは実施しております。また、知財ビジネスアカデミー(IPBA)においても標準化に関する研修をやっております。

続きまして、スライド8番ですが、我々が作った具体的な成果物ということで標準化に関する手引等の作成・配布状況を御説明したいと思います。「弁理士のための技術標準ガイ

ドブック」、お配りしておりますこちらのカラーのほうですが、これは簡単に標準化がどのようなものか紹介できるものをつくろうということで、性能試験標準を中心に新市場創造型標準化制度の利用も含めた標準化の活用方法を簡潔に紹介させていただいております。平成 28 年 9 月に紙媒体を全会員に配布して、電子フォーラムに電子版を置いております。これは弁理士が使うというよりも、これをそのままクライアントに渡せるような形で利用できるようなものにしたいと考えて、簡潔版として作っております。もう一つのほうは、この青い冊子なのですが、これは「技術標準を用いた知財戦略～仮想事例集～」ということで、基礎知識を第一部で紹介した後、6つの仮想事例を掲載しております。こちらはお手元のを御覧いただければと思いますが、先ほどの研修の事例はこの酸化チタンコーティング組成物を応用したような事例となっております。それから「月間特許」、我々の月刊誌があるのでありますが、そういった中でも論文を掲載しております。

スライド番号 9 番ですが、「弁理士業務標準」というものを作っております、現時点で第 9 版となっており、今年度第 10 版作成予定ですが、弁理士がその関連業務について知っておくべき一般事項として標準化を紹介しております。ここでは特許プールとの関連での技術標準という切り口でこういった目次で現時点では掲載されています。それから一番下の丸ですが、技術保護テキストということで、このテキストの中の企業の保護戦略や企業の事業・活用戦略のパートにおいて標準化にも言及する予定で、これは現在作成中で来年 3 月までに発行する予定になっております。

スライド番号 10 番、これは外部との意見交換・情報発信の例ですが、日本弁理士会としては技術標準委員会を中心としまして、行政機関としては経済産業省さん、総務省さんと意見交換しておりますし、企業団体としては経団連さんや特許プール会社、産総研、日本規格協会と意見交換を積極的にやっております。情報発信としては知財学会の学術研究発表会において毎年研究成果を発表しております。それから先ほども御紹介しましたが、中小企業向けのワークショップを平成 27 年度から開始しております、福岡、大阪とこれまで開催しております、これから今年度中に東京で 1 回やろうと予定しております。

それから今年度、平成 29 年度の主な取組ですが、標準活用企業ヒアリング調査ということで、中小企業における標準化戦略に関する調査・研究を行いました。この中身を通じて弁理士がどのように関与できるかという可能性を検討しております。このヒアリングの対象なのですが、新市場創造型標準化制度を用いて標準化を達成または実施中の中小企業さん 5 社、それから標準化パートナーシップ制度のパートナー機関である金融機関が

1行、また日本規格協会さんのほうにヒアリングを実施しております。今後、パートナー機関の金融機関をもう一社に対してヒアリングを実施予定ですが、弁理士会の可能性については具体的に検証しているところがございますけれども、いただいている御意見としては、「知財と標準化とを同時並行して理解できる強みを弁理士さんはいかせるのではないか」という御意見をいただいております。あと「標準化に関する委員会の書類を作成するというのは弁理士として向いているのではないか」という御意見をいただいております。これは技術を理解できて文章に表現するというのは得意というところがあるのではないかと評価をいただいている結果と受け止めております。今後としては、この結果を加味して、新たな標準化に関する研修資料とか、会内のマニュアルのようなものを作っていきたいと考えております。それから今年度の取組として、研修の拡充ということで、既に日本規格協会標準化アドバイザーによる講義を2回実施しておりますが、eラーニングコンテンツを2本作る予定でして、これによって時間、場所の制約が厳しい会員についても積極的に受講できる環境が整うのではないかと考えております。また、経済産業省さんと協力しまして12月8日に研修を実施する予定です。

スライドの12番、13番、最後になりますが、では実際に弁理士がどのような標準化に関与しているかという事例を幾つか御紹介しております。日本弁理士会が現時点で把握している関与の実例を5つほど紹介したいと思います。まず1つ目のスライド12番の上のボックスですけれども、「標準必須特許の判定で活躍」ということで、通信技術を中心に平成15年から標準特許の必須判定業務に関与している弁理士がおります。最も取扱いが多い時期には年間業務の15%程度が標準化関連業務だったと話を聞いておまして、160件を超える必須判定に関与しているということで、標準化と知的財産の双方に明るい専門家として標準化会議と同時進行で特許出願書類を作成するといった形で、企業の標準化業務に貢献してきたという事例があります。それから左下のボックスですが、中小企業の標準化をサポートした例としまして、国内電機系製造企業での事業部門の知財戦略、規格策定、権利構築、ライセンス、パテントプール等の経験をいかして、御自身が企業にいたときの経験をいかして中小企業を知財弁理士としてサポートしたという事例になります。具体的なサポートとしては下に3つポツがありますが、特許や規格書と検証実験との整合性の確認であったりとか事業戦略上の課題の整理、それから規格化プロセス等についていろいろ支援をさせていただいたと把握しております。右下のボックスですけれども、こちらのほうは機械メーカーにいたときにパテントプールの設立に携わったという経験をいかしまして、

現在は特許事務所において、以下のようなパテントプールに関する業務で活躍されていると把握しております。パテントプールのアウトサイダー対策の立案とか現状の特許運用例の分析、必須特許に関する懸念事項の報告、その他諸々のパテントプールに関する取組をやられているということになります。

最後、13 番のスライドになりますが、「標準化の中心人物として活躍」という上のボックスですけれども、こちらのほうは弁理士資格を有して企業で勤務されている方なのですが、新規事業開発の責任者として年間業務の 10%程度は標準化関連業務だったときがあると聞いております。まずそもそも標準化を提案しよう、会社内でやろうとなったきっかけが、弁理士会の性能試験を標準化したほうが良いという研修を受けて、自社開発製品の性能測定のための試験方法を作って標準化しようというのを考えたということがございます。知財を防衛的に活用するとともに、標準化を開発製品の客観的・具体的な評価指標として持っていきたいということで戦略を立てたそうです。そういったところで標準の設定に対しては自社／他社の技術や特許との抵触等を複合的に見ながら、複数の選択肢から試験方法を採用するという形で性能試験標準という形でやっておられてます。御自身がそうやっていく中で、弁理士としての技術を理解し文書化するスキルをいかして、標準化申請書類を作成するとともに、経済産業省さんや日本規格協会さんに対してプレゼンされてきたそうです。それから原案作成委員会向けに JIS 原案も作成して、その後の変更作業に関わられ、開発製品を対象にした各種助成制度の申請に関する業務なども御担当されているということで、この中で弁理士としての知見がいかされたというふうな話は聞いております。最後、日本知的財産仲裁センターにおいて判定人として関与ということで、具体的な件数は報告されていませんけれども、かなり多い件数が日本知的財産仲裁センターにおいて「必須判定」されておりまして、これは毎回弁護士 1 名、弁理士 1 名が共同で行うのですけれども、多数の弁理士がこれに関与していると聞いております。

以上で我々の取組の御紹介としたいと思います。ありがとうございました。

○相澤委員長 ありがとうございました。

それでは、今御説明をいただきました中野統括基準認証推進官及び木戸委員の御説明につきまして、御質問等がありますでしょうか。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 ありがとうございます。とても素朴な質問です。標準化に関して 6 割の弁理士さんは関心をお持ちだということで、今この会議ではこういったことも含めて仕事の幅

を広げていただきたいということで話し合っているのですけれども、逆に言いますと、4割の方々は標準化に関心がないというのは、それはもちろん責める意味ではなくて、別のほうの、標準化ではない別のエリアのほうに何か発展するとかそういった気持ちをお持ちと推測するのか、割合幅を広げる感じではないというのか、そのあたりの感触が分かれば教えてください。

○木戸委員 まず65%という数字なのですけれども、このアンケートの回答者の中の65%で、そもそも回答していない弁理士会の会員もいます。興味がないというわけではないと思うのですけれども、まず1つはそもそも特許系の仕事をしていない弁理士もおりますので、商標を専門にやっている弁理士からすると、標準化はそもそもアンタッチャブルな領域なのかもしれないので、興味ないと回答している可能性がございます。それから、やはり事務所の中に所属されている弁理士の多くは、特許明細書を書くのが主な仕事と捉えている弁理士もまだおりますので、視野が広がっていないという表現が適切ではないのかもしれませんがそういう感触の弁理士もおりますので、そう考えると65%という数字は比較的私どもとしては高いのではないかと考えております。

○相澤委員長 どうぞ。

○宮島委員 そうすると、つまり弁理士さんの広がりの中で、例えばこれからの仕事の方向性の中でもものすごくいろいろあって、その中の1つが標準化というよりは、主な発展の仕方として標準化というのは大きなエリアであるということは割合推測できるというか、いろいろ広がろうとしている人たちの中では標準化というのはかなり有力な中心的な広がり方と理解しているのでしょうか。つまりほかにいっぱい、いろいろな広がりを選択肢があるかどうかという、そういう位置づけの意味で。

○相澤委員長 渡邊委員、説明をされますか。

○渡邊委員 多分これからコンサル業務というのが1つ大きな目標になってくると思います。その中でオープン・クローズ戦略も含めて標準化というのが1つターゲットとして入ってきていると理解しています。

○相澤委員長 よろしいですか。

○宮島委員 はい、大丈夫です。

○相澤委員長 ほかにいかがでしょう。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 資料3の弁理士会の12ページ、13ページの関与の実例という例を拝見しますと、現状、企業内で弁理士さんが活躍している事例、それからあと企業経験のある弁理

士さんが事務所に移ってからそういう活躍をしているという、そういう事例が目立つように思うのですが、このあたりを分かりやすく言うと、じゃあそういう企業で標準化を経験したことがない事務所の弁理士さんであっても標準化のお仕事で活躍できるのかどうかという、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○相澤委員長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 そうですね、今、具体的には弁理士知財キャラバンのほうで支援員として出ていく前段階に研修をやっています。その研修の1項目として標準化の内容も入っていきまして、コンサルに出ていったときに標準化が入る場合もあるし、入らない場合もあると思うのですけれども、指導していくということをやっています。それで経験を積んだ人がまた事務所に戻って積極的にやっていただければ私は非常にありがたいなと思っています。それから、研修のほうはコンサルに実際に出て行った人以外にもかなりの人数が受けていますので、その研修経験者がまた事務所のほうで取り組んでいただきたいと思っています。その辺のデータはまだ把握していないのですけれども、今後調べていこうと思っています。

○相澤委員長 ありがとうございます。

引き続き、次の討議用の資料の説明をいただきたいと思います。その後の討議の中で、弁理士会、あるいは中野推進官に対する御意見、御質問等がありましたら、おっしゃっていただいても結構だと思いますので、先に進みたいと思います。

討議用資料につきまして、事務局から説明していただきたいと思います。

○川合秘書課長 それでは、資料4「標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について」という資料を御覧いただければと思います。

最初、2ページ目の背景でございますけれども、これは今までの議論でも出てまいりましたけれども、第四次産業革命で Connected Industries という産業社会が訪れるとより標準というものの位置づけが重要になって、ただ一方で標準活動に対する組織を挙げた支援や体制づくりというものはほとんどの企業でまだ十分とは言えないのではないかと。そこで標準化人材として弁理士に対する期待が高まっているのではないかとというのが最初の基本的な認識でございます。

続きまして、4ページ目を御覧いただければと思います。具体的に、産業界においてこの標準関連業務に関して弁理士にどのようなことが期待されるのかということ、あと弁理士がこのような役割を果たすに当たってどのような課題があるのか、この課題を解決するためにどのような対応策が必要か、こういう順番で我々として検討を進めてみましたので、

その状況を御説明させていただきます。

議論に入る前提といたしまして、5ページ目なのですが、標準と特許の業務というものがどのような関係にあるのかというのを概念図として御理解いただくというのではないかとということで5ページの図を作りました。まず最初、真ん中に各企業が標準化を含めたオープン・クローズ戦略というものを作ってそれを管理して、どういう範囲を標準化すべきかとかそういうことを検討して、標準規格の作成動向に応じてこの戦略を随時見直していかなければいけないということで、このオープン・クローズ戦略というのは静的なものではなくて動的なものだと捉えるべきだと思いますけれども、こういうものがある。下のほうに特許の観点というのがございますけれども、その戦略に基づいて特許化の範囲というものを決めて、実際に出願をして権利を取得、それに併せまして他社の関連特許の調査ですとか標準関連の自社特許の棚卸し、特許宣言書の作成、こういうプロセスがある。一方、上の方の標準化の観点というところでございますけれども、これは先ほど経済産業省の御説明にもありましたけれども、標準化機関というのがあって、そこでのパテントポリシーの作成ですとか、コミュニティへ参加して交渉を行って、それで規格案の作成につなげていく。ここも交渉のプロセスということで行きつ戻りつというか、非常に動的なプロセスがここで行われて、それで規格の原案が作成されて承認されて、標準規格になっていく。標準規格と特許の関係ではこれも既に御説明がありましたけれども、特許の標準必須の判断ですとかパテントプールへの標準必須特許の申請、こういうものが行われていく、これがライセンス交渉の段階でございます。戦略構築の段階、標準規格策定の段階、ライセンス交渉の段階、こういう一連の流れを御理解いただければと思います。

実際、弁理士には期待される役割としてどのようなものがあるのかということで7ページでございますけれども、我々は今年度になってからアンケート調査を実施いたしました。その内容は参考資料1で整理しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

この結果が8ページ目でございますが、まず企業が弁理士に標準関連業務を依頼するニーズということでございますが、現時点では弁理士に標準関連業務を依頼したことのある企業は少数でありました。他方、標準化に関心のある企業、これは大企業、中小企業共に弁理士に標準業務を依頼したいというそういう関心はありました。今後、社外弁理士に標準関連業務を依頼したいという回答の割合は大企業、中小企業共に高く、社外弁理士に依頼する理由としましては社内人材の不足を挙げている企業が多くございました。

次に9ページ目でございますが、具体的に弁理士にどのような業務を期待するのかという

ことで、最も多かったのが「技術標準を意識した特許の作り込み」、この業務についてのニーズが高かった。次いで「標準化の提案」、そのほかにも標準必須特許か否かの判断ですとか、そういうところにもニーズがございました。

もう一つ、弁理士側へのアンケートの結果が10ページ目でございます、現時点では標準関連業務に携わった経験のある弁理士は少数でございましたけれども、標準関連業務に関心のある企業、これは事務所の形態によらず十分存在しているというのが分かりました。

続きまして11ページでございますが、アンケートだけだと不十分だということで、ヒアリングを当庁で実施いたしました。その結果は参考資料の2にまとめておりまして、これも今日は時間の都合で御説明できませんが、そちらも御参照いただければと思います。

その結果でございますが、12ページを御覧いただければと思います。まず最初に御説明した概念のところの真ん中の「オープン・クローズ戦略の構築・管理」というところにつきましては、中小企業やベンチャー企業におきまして弁理士にこういう業務を依頼したいというニーズがございました。ただ、既に標準関連業務の経験のある大企業につきましては、この戦略の構築・管理について弁理士に依頼するというニーズは乏しかった。次に「規格提案の作成」でございますけれども、現時点では弁理士が主体となって規格提案を作成するのは実質的には難しい。これは実際に提案を作成するのは基本的には技術の専門家の方々なので、そこに対するニーズは乏しかった。一方で中小企業におきましてはこの項目、この規格の提案の作成ということについて相談に乗ってほしいというようなことのニーズがございました。具体的には例えば規格提案に対する具体的なアイデアを書面に起こすとか、そういう作業に対するニーズはございました。続きまして「標準会議・コミュニティへの参加・交渉」でございますけれども、企業の担当者の代わりに弁理士が主担当として参加し、交渉するということはなかなか難しいというのが実態だということが分かりました。一方で中小企業におきましては、こういうことについても相談に乗ってほしいというニーズがございました。これはそういう自社特許の作り込み、そういうものの観点から他社の提案に賛同できるのかとか、妥協点はどこなのか、こういうことについて企業に提案してほしいというニーズがございました。

続きまして13ページでございますけれども、標準化機関や団体形成時のパテントポリシーの作成、ここにつきましては弁理士への期待は低かったのでございますけれども、この背景といたしましては、パテントポリシーを作成する機会があまりないという、そういうこともあったのかなと考えております。続きまして特許周りの話でございます、標準化

を意識した特許の取得や特許宣言書の作成、他社の関連特許の調査、こういうものにつきましては特許宣言書の作成自体、ここはひな形があるようで、そういうこともあって弁理士への期待は低かったのですが、それ以外は弁理士に対する期待が確実にあったというのがヒアリング結果でございます。

整理いたしますと14ページでまとめておりまして、この赤い太線が弁理士が直接に担うことが期待されているというもの。赤の二重線で書いてあるものが、中小企業を中心に弁理士による積極的な関与が期待されているというもの。赤い太い点線が中小企業を中心に弁理士による補助的な関与が期待されているということで、このようにアンケート及びヒアリングの結果を整理することができるかと考えております。

続きまして、「今後の課題」ということで16ページを御覧いただければと思います。企業が外部人材として弁理士を有効活用するに当たっては以下のような課題があるのではないかと、aということ、外部人材には必要な知見を持って的確に業務を遂行することが期待されますけれども、弁理士や特許業務法人がこのような期待に応えられるような対応が必要ではないかということと、あとbといたしまして、標準関連業務は企業の事業戦略と一体で進められますが、これに関連する弁理士や特許業務法人による企業秘密の漏洩等を防ぐための適切な仕組みが必要ではないか。こういう課題に対応することは、特に外部人材への依存度の高い中小企業にとっては必要ではないかというふうな問題意識でございます。

対応策ですけれども、18ページを御覧いただければと思います。まずは弁理士側のある種、能力向上といいたし、そういうものの観点で、日本弁理士会は継続研修において弁理士が標準関連業務を担うために必要となる知見を習得するためのカリキュラムを必修化すべきではないかということの問題提起させていただいております。また日本弁理士会はより専門性の高い研修を開発・実施し、さらに外部機関が付与する標準化に係る資格等の習得を促すべきではないか。これは我々の問題提起ですので、是非今日、委員の皆様にご議論いただければと思います。我々の考えは、こういうことによりまして弁理士の量や質を確保する。そうすれば、企業側も弁理士に非常に依頼しやすくなって人材不足の解消の一助になる。特に中小企業にとってはこのような環境を整備することが重要ではないかと考えております。

続きまして19ページでございますけれども、もう一つの対応策といたしまして、標準関連業務を、弁理士の業務として弁理士法に規定すべきではないか。これは弁理士の義務と

ということで秘密保持義務がございまして、これに従わないと懲戒処分の対象になる、こういう制度の枠組みに置くことによりまして、こういう標準関連業務への需要の増大というものに対応できるようになるのではないかとということと、あと特許業務法人につきましては弁理士法上の規定がないとその法人の定款に業務として書けないということがありまして、弁理士法にこの標準関連業務を明記すれば特許業務法人の業務としてきちんと行うことができるようになる。特許業務法人の場合は複数の弁理士がおりますので、より企業側のニーズに応えることができるのではないかと考えております。

次の20ページは波及効果といいますか、明文化することによるもう一つの効果といたしまして、企業が標準関連業務を弁理士に依頼するに当たって社内の手続でそういう説明が非常にしやすくなるということと、あと先ほども申しましたけれども、特許業務法人ができるようになる。そうすると標準関連業務をやりたいという弁理士も増えてくるのではないかと。そうすると、より競争原理も働いて業務の質が高くなるのではないかとということと、あと標準業務に携わりたい、そういうニーズを持っている弁理士へのニーズにも応えることになるのではないかと考えております。

最後、21ページでございましてけれども、では、具体的にどういう業務を明文化するか、仮に明文化するとした場合にはどうしたらよいのかということで、ここで我々が問題提起させていただいているのは、基本的には非弁理士の方もこの標準化については知見を有する方もいらっしゃいますので、この業務を弁理士のみ法律上認めるということは適切ではないと考えております。このため、弁理士の専権業務ではなくて標榜業務として位置づけることが適切ではないかと考えております。整理いたしますと、この図に示しました赤い太線の業務、これは特許周りの業務であるために現行の弁理士法第4条の業務の範囲内として読めるのではないかと。一方で二重赤線の戦略のところと赤い点線のコミュニティへの参加ですとか規格提案の作成、こういう業務は今の弁理士法上に明確な位置づけがないので、ここについて標榜業務として弁理士法に規定することが適切ではないかと問題提起させていただきました。この辺も含めて今日、是非御議論いただければありがたいと存じます。

非常に足早な説明になってしまいましたけれども、以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、議論に移りたいと思いますが、本日欠席されています長澤委員から意見の提出がありましたので、事務局から紹介していただけますでしょうか。

○川合秘書課長 委員の皆様は資料5でございまして、傍聴されている皆様はアップロードが間に合わなかったのでペーパーでお配りしております。長澤委員の意見でございまして、ペーパーを御覧いただきながら聞いていただければと思います。

まず最初に(1)で「背景」といたしまして、ここで書かれているのはよりよい社会を創り上げる上で企業同士の競争という従来の活動だけではなくて、協調を促進するという活動も求められていて、例えばということで、基盤技術の1つであるネットワーク技術においては複数の機器間での接続や情報通信の標準化が求められているという御認識が示されております。これを受けて、競争領域の知財だけではなくて協調領域の知財、こういうものが存在していて、さらにこれは国境を越えた活動や業界間を超えた活動になっている。このような状況においては知的財産に係る法的リスクを完全になくすことは実質的には不可能に近い。そういう中で事業をタイムリーに進めるためには知的財産に係るリスクを早期に予見し、事業活動を遅延させることなく、そのリスクを最小化する判断が求められる。このような判断には幅広く技術知識と法律知識の両方を有する弁理士の活躍が不可欠だといえるというのが最初の御認識でございまして。

続いて(2)で「求められる弁理士業務」ということで、ここではリスクを回避することを求める弁理士ではなくて、状況に鑑みてリスクを取る判断ができる弁理士が求められる。そして、そのような総合的なコンサルタントを弁理士が業として行えることを弁理士制度がサポートすべきである。「また」ということで、弁理士業務としましては、「一例として」ということでデジュール標準における特許宣言書の検討や作成、デファクト標準への関与やコンソーシアムにおける内規等における「技術」や「技術分野」の定義、知的財産に係る条項、こういうものについて弁理士の活躍が期待される。また標準化団体の中では特許ワーキンググループ、こういうものが設けられることもあるので、こういうワーキンググループへの参画ですとか、特に中小企業支援につきましては知的財産コンサルタント業務、様々な法律に立脚した技術契約の作成業務、データの保護等へのアドバイス業務、国境を越えた多くの法制度についての知見を活かした活動が求められるであろう。このようなコンサルティング活動などを推進して、結果として企業独自の強みを発掘し、それを最大限に活かした標準化活動への貢献という高度なアウトプットが求められていくはずであり、弁理士制度もそのような活動を許可する方向での検討が求められると考えるという御意見でございまして。

以上でございまして。

○相澤委員長 御紹介ありがとうございました。

それでは、議論に移りたいと思います。今、事務局から説明のありました「標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について」につきまして、自由に御質問、御意見をいただきたいと思います。南委員、どうぞ。

○南委員 事務局の非常に詳細な説明、ありがとうございました。事務局の資料で5ページに非常に分かりやすく流れが書かれているわけですが、この絵で行くと特許の観点で中程に特許出願に係る業務というのが書かれていますが、実際はもう標準の議論を始めるあたり、場合によっては標準化議論を始める前からもう技術開発は進んでいて、その段階でもう出願をしているというケースも結構あるかと思います。そうすると、実際は企業は標準化に向けて特許出願して、もう分割手続とかを多用して、特許審査に余りいいことではないかもしれませんが、分割を多用して延命をして、標準化が策定された段階でそれに合うようにクレームを作って特許化するというような活動が実際に多くされているかと思います。今は先ほどの企業のアンケートとかヒアリングでも標準化の上流過程では余り弁理士の方は関与されていないし難しいのではないかとされていますが、場合によってはこういった上流で特許化の観点から規格提案、こうしたほうがいいのではないとか、そういったアドバイスもできるのではないかと考えています。これは別に弁理士枠というのは最初からできるわけではありませんけれども、一朝一夕にできるわけでは不是けれども、こういった標準化業務に関わることでだんだんそういう場に弁理士の方が顔を出せるようになっていけば、だんだん実際に規格提案を作成するところに、主体的というのは難しいと思いますけれども、アドバイスをできるような弁理士の方たちが育っていけば、日本の標準化を主体的に進めていくという上でも非常に有意義ではないかと考えています。

それからあと一点なのですが、事務局の提案で18ページに弁理士への継続研修を必修化したかどうかという御提案があったのですが、先ほどの宮島委員の御質問にもありましたけれども、関心がある方というか、アンケートに答えている中でも60%ぐらいということがあったのですが、確かに商標専門にされている方はそもそも関心はないでしょうし、特許を専門にしている人でもバイオとか医薬の方たちからすれば標準というのは基本的には余り関係ないのですね。ですので、そういう人たちにまでこの標準の研修を必修化するというのはちょっと無理があるのではないかと考えていて、そういう意味で選択できるように。ただ、先ほどの弁理士会さんの説明でも非常に、思った以上に標準化の研修とかテキストとかコンテンツが充実されているので、これをいかに多くの弁理士の皆

さんに受講して、自力を上げていくかという、そういう取組を今後どうしたらいいかというのはあるのではないかと思います。

そういった弁理士の人たちの標準化に係る業務を標榜業務として書くことでデメリットとして秘密保持義務を課せられるということがありましたけれども、規格策定の上流に関与すればするほど当然ながら企業の事業戦略に関わることになるので、この標榜業務として弁理士法に書くというのは非常に良いことではないかと思っています。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

高倉委員、どうぞ。

○高倉委員 私も今、南さんがおっしゃったことと大体同じようなことかもしれませんが、標準に関する業務を標榜業務として弁理士法の中に書き込むということについては全く異論はありません。その上で明細書の作り込みということについて若干意見を述べておきたいのですが、一旦出来上がった規格というのは、実はその後、変わる場合もあって、私も短い期間、特許実務、特許事務所に所属して標準に関する特許を扱ったことがあったのですが、それは訂正・分割案件だったのですけれども、規格のほうとして構成要件A、B、C、それに対応してクレームをA、B、C、きっちり作っていた。ところが、そのうちの構成要件の一部が均等物に置き換わってしまう。均等物に置き換わっても均等論の適用で問題ないでしょうと一瞬私も思ったのですが、やはり話を聞きますとライセンスの現場とか標準必須特許の判断の現場では文言一致でないとなかなか話がスムーズに行かないので、やはり訂正しておきたいとか、訂正で済めばいいのですが、構成要件のCが実は規格としてはもう要らなくなった。従来、A、B、C、3つが規格であったのだけれども、AとBが新しい規格になった。こうなると実は訂正では済まないで分割をしないとイケない。こういう問題が出てきますので、作り込みに対する産業界の期待が高いのは、標準作成段階においてしっかり作っておけということだけではなくて、実は将来、規格が変わるかもしれない。その将来を見越していいクレームを作っておいてほしい、分割可能な明細書を作っておきたいという、そういったニーズがあると思うのです。そういったところに応えてほしいというのがアンケートの結果にあらわれているのではないかと思うのですね。

でも、考えてみるとこれは決して標準特有の問題ではなくて、企業が弁理士に求める一般的なスキル、期待感であって、他社の動向とか市場の動向に応じて自社の権利を柔軟に行使できるように分割や訂正の可能性を秘めたい明細書を作り込んでおいてくださいと

ということだと思うのですね。そういう意味では、標準に限らずいい明細書を作るところにやはり今後、弁理士会においても、そしてそれぞれの弁理士さんにおいても自己研鑽していかないといけない。そこにやはり私は研修なり、そういったスキルをアップすることに力を入れるべきで、そこが多分産業界からの期待の一番大きいところではないかなという気がしております。

それに加えて、もちろん判定とか初期の段階における関与というところは大事だと思うのですが、これは実際にやった経験のある方に聞いたのですが、規格作業の初期の段階に関与するためには高い語学能力と超専門性が必要だと。例えば金属と樹脂の合体という点については、もうその分野のエンジニアに負けないくらいの知識が必要で、結局高い語学力、高い専門性に合った、スキルに見合った報酬が必ずしも得られない、端的に言うとなかなかもうからないというところもあって、ここはなかなか難しいところかなというように思います。

いずれにしても、業務範囲を広げていって、コンサルの分野にも弁理士さんが活躍できるようにするということは大いに賛成なのですが、やはり弁理士の本分というのはいいい明細書を作る、クライアントの期待に応えたいいい明細書を作るところにあると思いますので、その研修を最重点にするという原理原則はやはり大事に押さえておいたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

井上委員、どうぞ。次に、加藤委員、お願いします。

○井上委員 日本の成長戦略のために標準化戦略を進めるにあたり弁理士の先生方に御活躍いただくというのは非常に重要なことだと思いますので、方向性としては賛成です。

標榜業務として掲げる趣旨もよく分かりました。ひとつ教えていただきたいのは、標榜業務になっているものの中で例えば弁理士試験の科目にない、あるいは研修が必修ではないというようなものもあるのかどうか、今回、必要となる対策として18ページのところを見ますと、標準関連業務に係るカリキュラムを必修化すべきではないかということが出ていますが、先ほど高倉委員のほうから必ずしも現実的ではないかもしれないという御発言もありましたので、そこを確認しておきたいと思います。

○相澤委員長 石井室長、お願いします。

○石井弁理士室長 現状の標榜業務に書かれているところで言いますと、権利等の契約に

関するようなところですか、あとは外国出願に対する支援という形になっておりますので、その部分をでは試験問題で当てはめたときにどう考えるかというところだと思いますけれども、まず契約そのものについての試験問題は今、弁理士法の中ではございませんし、あとは外国出願のところでは条約等については問題等ありますけれども、個別の国の制度等についての問題はございませんので、そういう部分では標榜業務イコール試験問題に組み込まれているということではないということ、あと研修に至っても、まず弁理士の試験に合格しますと実務修習という形で研修を受けないと登録できないという形になっておりまして、その中でもその部分というのは各四法に関する部分の実務のところをやりますので、今言ったようなところは触れることはありますけれども、必須にはなっていない。あとは継続研修ということで弁理士の方は5年間で70単位を受けるのですけれども、そこにも倫理に関する部分は必須になっておりますが、それ以外のところは必須になっておりませんので、そこは必須の研修という位置づけにもなっていないということだと思っております。

○井上委員 切り離しても全く問題がないというような整理でよろしいわけですか。

○石井弁理士室長 はい。

○井上委員 ありがとうございます。

○相澤委員長 よろしいですか。

○井上委員 はい。

○相澤委員長 加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 私からは産業界の、特に知的財産部門からの立ち位置という趣旨で発言したいと思うのですが、最初に一番の結論でございます弁理士法を一部改正して標準関連業務を標榜業務化するという、これ自体につきましては特に異論はございませんけれども、そこを実効性のあるものにするという観点、また波及効果みたいなものを考える上で、3点、なるべく簡潔に申し上げたいと思います。

1点目が研修でございますけれども、ここで既にいろいろ御説明いただいているのですけれども、やはり一般知識として標準化というものの概要を理解しておくという、そういう趣旨の研修というのと、本当に、特に今回の標榜業務化というものがされた場合に、そういうものも含めて社外弁理士さんがそういう業務を是非やらせてください、やれます、お任せくださいと言えるようにするための実務的な能力を身につけるための研修というのはかなりレベルが違うのではないかと考えております。先ほどもちょっと御質問申し上げ

たのですけれども、特に企業で標準化に関わったような経験のない社外弁理士さんを含めて、やはりそういう意欲のある方が是非やりたいということでチャレンジされる場合に、お仕事として引き受けられるようにするための能力を担保するためにどうするのかということですね。これは資格を取るというお話もありましたし、それはそれで外部に説明する上では役に立つと思うのですが、一方、資格さえあれば実務ができるのかという意見もございました。そのあたり、是非専門性の高い、レベルの高い実務能力をこの標準化のエリアで発揮できるようにするために、そういう人材をどう育成していくのかということこそ是非考えていただきたいと思います。

2点目はコンフリクトのことですが、このような標準業務に幅広くもし弁理士が、特に社外弁理士が関与していくということであると、やはり企業のまさに経営戦略とか事業戦略の核心部分により関わっていくということになるかと思いますので、これは御承知のこととは思いますが、くれぐれもコンフリクトの問題には御留意いただきたいということでございます。

3点目は、これは高倉先生からの御意見もございましたが、従来型の弁理士の業務との関係ということでございますけれども、やはりアンケート調査ですか、ここでも一番ニーズが高いというのは特許の作り込みの部分であるという、そういう結果になっていたかと思えます。そういう意味で、もちろん一部の弁理士さんが幅広くコンサル業務に関わっていく、その中で標準化にもアドバイスできるようにする、そういうところを目指していかれるというのは、それはそれでよろしいことかと思うのですけれども、このようなアンケート結果を見ますとやはり標準を意識して特許の明細書もつくり、いい明細書を書いていい権利を取るという、そういうところで高い専門性を発揮できるという弁理士さんに対する需要というのはやはり確実にあると思うのですね。そういう意味で何かコンサルをする弁理士さんはレベルが上で、そういうのはやらないで出願権利化だけやっている弁理士さんはレベルがちょっと低いみたいな、そういう風潮にはならないようにされたほうがよろしいのではないかと思うのです。弁理士のあるべき姿とか目指すべき姿というのは多様化しているということではないかなと思いますので、そのあたりも弁理士会からの発信という上で御考慮いただければと思いました。

以上でございます。大変せん越ですけれども、弁理士さんがクライアントの期待にしっかりと応えて全体として信頼感を高めていただくということが大事かと思いますので、よろしく願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございました。

市毛委員、どうぞ。

○市毛委員 今までの委員の皆様方のお話も踏まえて、私からは3点ほどお話ししたいと思います。

まず基本的に結論としてはこの標榜業務に標準化業務を入れるということは国家戦略上非常に重要な意義を有すると思いますので、私は賛成したいと思います。その上で、より実効的かつ効率的にこの動きを推進するためにはという趣旨で私が感じたことは、まず弁理士さんの位置づけなのですけれども、事務局の資料4の3ページに「標準化専門家」というものが真ん中にある三角形の絵がございまして、弁理士というのがそこから飛び出ているというような形になっておりますが、むしろこれは国家戦略を支える、これを企業に落とし込むと、企業の中では経営戦略そのものではないかと思うのです。こういった標準が取れる、取れないでやはり企業そのものの成長戦略が全く変わってきますので、そうしますと、どういう形で効率的にここの標準を取っていくのかというのは非常に経営と表裏一体の部分がありますので、むしろこれを外にある人材と捉えるのではなくて、究極的にはボードメンバーに入るぐらいの経営に関わる人材として、ハイレベルではそういうところを目指す人材育成ということも必要なのではないかと感じております。この標準化のお仕事に従来型の出願だけではなくて、やはり経営に近いところでのクリエイティブな業務という面がありますので、それに相応しい人材の位置づけというのを1つ考えていただければと思います。

そして次に、そういった位置づけの人材をではどうやって作るのかということでございますけれども、実は私も弁護士なのですが、昨今のコーポレートガバナンスブームで社外役員を何社かやっておりますが、やはりあれは弁護士業務とは全く違う側面が相当ございまして、お受けしたときに経営のことを相当勉強しました。やはり特に今の経営環境が非常に速いスピードで変化している、デジタル化、それから国際化、少子高齢化、そういったところでマーケットの環境が非常に変わってきている中で何が会社として成長戦略に必要なのか、そういったことを考えるまでのスキルがつくというのはやはり時間がかかるし、意欲も必要だと思うのです。そういった人材を育てていくというのをトップレベルで考えていただくに当たっては、効率的な人材育成という意味で、弁理士会で必修研修という形で皆さんにそれをやっていただくのではなくて、意欲のある方に経営に直結したところの知識も含めてより高度な研修をやっていただき、他方で全員でなくてもいい

のでそういう高度な研修をやっていただいて、外からはそういった研修を受けた、スキルがある方だということが見えるようにやはり何か資格の表示をしていただくというほうがユーザーにとっても、それから弁理士さんにとっても、よろしいのではないかと考えられます。

それから、座学でやっているだけでは身につかない分野であるという問題がございます。幾ら高度な経営学を勉強しても結局お仕事が来なければ全く意味がないし、意欲も全然違う、実際に仕事が目前にあればものすごく勉強すると思うのです。その辺のインセンティブを醸成するという意味でも、OJT の場を作る必要があるのではないかと。そうすると、今届いていない足りないところは何かというと、やはり中小企業でございますね。ですので、中小企業の標準化業務に対する弁理士サポートに関して、例えば何がしかの財政的な支援をつけていただくとか、これは中小企業庁の領域に入るのかもしれないのですけれども、サポートの足りていない中小企業へのアウトリーチを充実していただくという政策も考えていただいたらいいのではないかと考えます。

以上が人材育成の点でございますが、最後に加藤委員がおっしゃったように弁理士倫理の問題でございます。先ほど事務局の説明で企業秘密のより高度な管理ということがテーマとして出ましたけれども、事務所内でのより緻密なチャイニーズウォールのシステムの構築、そういったことも必要だと思います。標準化ですので多数の当事者が関与してくる可能性がある。その中で利益相反をどう考えるのかというのは、もしかしたら根本的に弁理士業務に利益相反をちゃんと考えていただかなければいけない、そういう領域に入っているのではないかと考えます。特に、一人でやっている分にはいいのですけれども、共同事務所内での利益相反、それから弁護士法人内での利益相反、そういったところは、まだきちんとルール化されていない部分もあります。弁理士会さん、検討はされているとは思いますが、やはり標準化を業務に取り入れるというのであれば、依頼者に対して、ユーザーに対して、関係企業に対して、中立的な立場を貫く必要があったり、別の依頼者ののために仕事をしているわけではありませんよ、というスタンスを明確にする必要があったりすると思われまますので、やはり利益相反のより緻密な規則化、これは弁理士法にも掲げていただく必要があるのかもしれないけれども、そういったことを御検討いただければと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

櫻井委員、いかがですか。

○櫻井委員 私は中小企業の経営者として、標準化に係る業務に弁理士が関与するということは非常に賛成です。ただ、大まかな話なのですが、私ども中小企業は大体 50 人から 100 人前後の会社が多く、そのレベルの中小企業の中には、いい特許を持っていて、特許にかかわる事業に特化してすごくいい会社になっている会社がすごく多くあります。そういう中小企業は、もしかしたら標準化の重要性を知っているかもしれませんが、大体 50 人以下から 10 人か数人という中小企業の場合には、標準化はおろか特許の重要性についてすら全然分からない経営者も本当にいらっしゃいます。したがって、以前も申し上げたと思いますが、中小企業が弁理士さんに相談に行ったときには、弁理士さんには、その会社の知識レベルに合わせた説明と対応をしてほしいと思います。そして特許について何も知らないレベルの会社だとしても、相談されたときには、特許のついでに標準化の話もしてもらえたらと思います。私は、中小企業にとっても標準化がすごく大事だと思っていますので、私はこの意味からも弁理士が標準化に関する業務に関与することは非常にいいことであると思います。

それとやはりこういう標準化プラス特許というか、こういう知財権にかかる費用の売上げに対しての比率は、中小企業は非常に高いのですね。ですから、私も何社か聞いているのですけれども、特許を出したにもかかわらずその製品が売れないと、意味がないどころか、それで会社がちょっとおかしくなったという会社もあります。全ての会社の中で、99.7%が中小企業、0.3%が大企業であります。それだけ大多数を占める中小企業というのは、言い方はおかしいですが、ピンからキリまであります。従業員 5、6 人という中小企業は特許を出すということは非常に少ないのですが、20 人から 100 人、200 人ぐらいまでの中小企業は、特許出願もするし、しかもその費用の売上げに対する比率が高いので、中小企業の弁理士に対する期待は、大企業以上です。したがって、特許出願に関する支援はもちろんのこと、標準化に関する支援が必要な中小企業に対しては、弁理士さんには是非支援していただきたい。また、弁理士の標榜業務に標準化がプラスされれば、標準化の重要性を中小企業がもっと知ることにつながり、いい方向に進むということであると思います。

それと多分、弁理士会として中小企業診断士の方々との連携あるいは交流を図っていただいているとは思いますが、私は中小企業診断士の方とよく話をさせていただくのですが、かなりの方が特許のことを知らないということがあります。そのような中小企業診断

士の方に対しては、私から、知的財産とはこういうものですよと説明すると、多くの中小企業診断士の方が、ああいことを聞いた、と言われます。この委員会とは違う委員会というべきことかもしれないのですが、弁理士会として、既に、中小企業診断士、診断士協会との連携、交流を図っているとは聞いていますが、まだまだ十分でないと感じており、より一層の交流を図っていただけたらありがたいと思います。

また、弁理士が標準化に関する業務の支援に関与するにしても、最初から100点満点の支援はありえないと思っております。経営に関して中小企業診断士の方から、これをこうすれば良くなりますと言われて実行しても、必ずしもそうなりません。ですから、中小企業の標準化支援に関しても、いろいろな中小企業の標準化業務の支援を通じて少しずつ経験を積んで支援能力を高めていっていただければなと思います。

最後に、中小企業の場合はものづくり企業のほうが知的財産についてはかなり取り組んでいる会社が多いので、標準化支援をする最初のターゲットとしてはものづくり企業を対象に取り組むのがよいのではないかと考えております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございました。

宮島委員、いかがですか。

○宮島委員 ありがとうございます。先ほど南委員がフォローしてくださったのですがけれども、先ほどの私の質問の意図は、やはりある程度方向性を出すべき対応策に関して、必修という部分をどう考えたらいいかなということがあって質問しました。今、対応策が2つあるうちの弁理士法上の明文化に関しては何となく賛成意見が多いかなと思うのですが、1の必修化というのをどう書き込むかです。今のお話を私が感じているのは、標準関連業務をみんながやるのだぞというところまでの必修化というのはもしかしたら強いのかもしれないとは思いますが。ただ、一方で世の中のニーズ、あるいは受け手の側からのニーズからすると、少なくとも現状に弁理士の方々がとどまっているよりは、もっといわゆる新しい世界、第四次産業革命その他のところに出てきてほしいというニーズはあると思うので、今のままよりは押し出す、そういうフックは必要だと思うのですね。だから、ディテールでどこまでやるのがいいのかということがあるのですが、例えば標準関連業務というものが存在し、それがある程度弁理士において期待されていて、基本はこうですというようなぐらいのカリキュラムはやはり必修、必ず触れるぐらいのところまでは例えば必修で、でも本当に実際に顧客と対峙し、標準関連業務を仕事にするところまでのものを

必修にするのはもしかしたら強いのかなとか思ったりします。そこは私は外の立場で、素人なのでどこがバランスなのか分かりませんが、このあたりの組立を実態に合い、かつ、つまり弁理士さんたちの反発をすごく受けるレベルではないけれども、世の中の期待は十分に反映した押出力のある表現を考えるのがいいかなと思いました。

○相澤委員長 ありがとうございます。

森岡委員、いかがでしょうか。

○森岡委員 それぞれの御意見を聞かせていただきまして、ニーズがあるところにおきまして高度な、しかも量的にも十分に対応がなされる、それを担えるに足りるだけの弁理士の方々を準備していくということについて非常に必要なことなのだろうなと感じておる次第です。

ただ、お話をお伺いしている最中考えていたのですけれども、同じ標準化業務でありましても恐らく求められるものはプロジェクトごとによってかなり様相が違うというところにあります。もちろん最終的には非常に大きな、どのようなニーズにも応えられるようなすばらしい体制を採る必要があるのだろうと思いますけれども、初期の段階においてどのような対策を採るべきなのか、先ほど御指摘がありました研修につきましても将来を見越して全ての弁理士の方々にある程度の知識を持っていただく。後々にはオン・ザ・ジョブ・トレーニングも含めたような、全員ではないかもしれませんが、かなり高度なレベルのサービスを提供していかれる方を育てられるというような、そのような長期的に見た戦略も含めて考える必要があるのかなと感じている次第です。

ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

皆様からいろいろな意見をいただきました。渡邊委員、いかがですか。

○渡邊委員 御意見をいただきまして、大変ありがとうございます。弁理士ももっと研修をやってしっかり知識を入れていかなければならないとは思っています。それで、先ほどちょっとお話がありましたけれども、弁理士全員がある程度押さえておかなければいけない領域と、それから実際に現場に行き行って携わる、仕事としてやろうという人間が備えなければいけない能力と、これは2つに分けてやっていくのかなと今ちょっと考えております。

それから、標準化に出ていくには経営のスキルが要るだろうというのはおっしゃるとおりだと思います。現在、弁理士会では知的財産経営センターを立ち上げまして、知的財産経営のほうをしっかりとやっていこうと動いております。弁理士知財キャラバン等もその中

でやっているのですけれども、先ほども少しお話をした知財キャラバンの支援員になるための研修ですね、これは当初は支援員になるための研修としてスタートしているのですが、今期からは別に支援員にならなくてもいい、研修だけ受けてその知識を活用したければそれでも構わないという方向付けをして今動いております。この研修は、キャラバンの事業を継続するかしないかに関わらず、継続していこうと思っております。

それから、OJT の話なのですが、今は弁理士知財キャラバンの中でコンサルの1つとして標準化が含まれていると思うのですが、ただ今のところ秘密保持との兼ね合いで、なかなかこの辺のコンサルの中身がオープンにできないというジレンマがありまして、これをどうやって会員のほうに還元していくか、これはちょっと考えなければいけないので、今、経営センターのほうに話して、可能な限りの範囲ですけれども、オープンにできるような方向を考えてもらっています。コンサル内容がオープンにできる範囲内で、それを会員に還元して、少しきちっとした意識付けをしていただくと思っております。それから、当然企業経営に関わる中身なので、これは守秘義務というか、秘密保持義務はしっかりさせていきたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

事務局、何かコメントはありますか。

○川合秘書課長 大変有益な御意見、どうもありがとうございます。委員の中に弁理士の反発とかというコメントがありましたけれども、そういうのは一切気にしないでいただいて御議論いただきたいと思います。我々、必修化というのは、やはり最低限基本的な知識をやはり必修化すべきではないか、それは宮島委員から「押し出し」という言葉がありましたけれども、やはり意識改革を図る上でも標準の重要性というものを全ての弁理士の方に知っていただくべきではないかと、これに関しては商標を専門にする人は関係ないという御議論がありましたけれども、決してそうは思っておりませんで、商標を扱う弁理士であっても標準化の重要性というのは当然知っておくべきだというふうな、我々は一応考えではあります。ただ、いきなり必修化というのを出したので、その必要性については今日いただいた御意見を踏まえまして引き続き検討させていただければと思います。

あと標榜業務化につきましては、確かに研修とは必ずしもリンクしないところがあるのですけれども、やはり能力を高めないとなかなか産業界の方から弁理士の役割が認知されないという大きい問題がございまして、ほかの標榜業務では研修などが必修されなくても、

この標準というものについては特別視してもいいのではないかなと今のところは思っておりますが、これも引き続き検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

各委員、いかがでしょうか。

内田さん、何か本日の議論について、コメントはございますか。

○内田（一財） こういう機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

規格協会でございますが、特許庁様の資料の中の18ページに「標準化に係る資格」というところがございます。ここに規格協会のほうで「規格開発エキスパート補」、「規格開発エキスパート」という資格制度を設けております。この「規格開発エキスパート補」は1日の研修プラス4日の研修、ここでは演習もすることにしています。さらに2年間の実務経験がございましたら「規格開発エキスパート」となるという制度を国などと御相談しながら作っておりますので、こういう研修その他いろいろ御協力できるものは規格協会もさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中野さん、何かありますか。

○中野経済産業省統括基準認証推進官 標準化は、今、国の施策の中でも非常に重要視されておりますので、今後も、是非標準化について皆様の御見識をいただければ幸いです。

○相澤委員長 ありがとうございます。

委員の方、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。事務局提案につきましては、標準化に関連する業務を標榜業務として明文化することについては概ね皆さんの御意見はほぼ一致したのではないかとと思いますが、研修につきましては本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局でさらに検討していただくということにしたいと思います。

少し早いのですが、最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○川合秘書課長 次の第11回の会合でございますけれども、まだ日程は調整中でございます。日にちを今の段階ではお知らせできませんので、決まり次第追って御連絡させていただきます。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございました。

円滑な進行に御協力いただきまして時間内に終わることができました。以上をもちまして本日の審議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

4. 閉 会